

追加議案目次

議案第77号	佐渡市副市長の給与の特例に関する条例の制定 について	1
議案第78号	佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の制定について	3
議案第79号	災害対応特殊消防ポンプ自動車購入契約の締結 について	6
議案第80号	令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第4号） について	7
議案第81号	令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予 算（第2号）について	7
議案第82号	佐渡市副市長の選任について	8

議案第77号

佐渡市副市長の給与の特例に関する条例の制定について

佐渡市副市長の給与の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月24日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市副市長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、広域的に優れた専門知識や行政経験を持つ人材を副市長に充てるため、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）の特例について定めるものとする。

(特地勤務手当)

第2条 副市長には、給料の月額に100分の16を乗じて得た月額の特地勤務手当を支給する。

(期末手当基礎額)

第3条 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例第4条の規定にかかわらず、副市長の期末手当基礎額は、給料及び特地勤務手当の月額の合計額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年第3回佐渡市議会定例会において地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定による同意を得て選任される副市長の就任日から施行する。

(失効)

2 この条例は、前項に規定する副市長が退職（任期満了による離職を含む。）し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その効力を失う。

議案第78号

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月24日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の7.27」を「100分の7.28」に改める。

第5条中「1万5,200円」を「1万6,800円」に改める。

第6条第1号中「1万2,400円」を「1万3,200円」に改め、同条第2号中「6,200円」を「6,600円」に改め、同条第3号中「9,300円」を「9,900円」に改める。

第7条中「100分の3.38」を「100分の3.39」に改める。

第8条中「10,300円」を「11,600円」に改める。

第9条中「100分の2.96」を「100分の2.97」に改める。

第10条中「1万800円」を「1万1,500円」に改める。

第24条第1項第1号ア中「1万640円」を「1万1,760円」に改め、同号イ（ア）中「8,680円」を「9,240円」に改め、同号イ（イ）中「4,340円」を「4,620円」に改め、同号イ（ウ）中「6,510円」を「6,930円」に改め、同号ウ中「7,210円」を「8,120円」に改め、同号エ中「7,560円」を「8,050円」に改め、同項第2号ア中「7,600円」を「8,400円」に改め、同号イ（ア）中「6,200円」を「6,600円」に改め、同号イ（イ）中「3,100円」を「3,300円」に改め、同号イ（ウ）中「4,650円」を「4,950円」に改め、同号ウ中「5,150円」を「5,800円」に改め、同号エ中「5,400円」を「5,750円」に改め、同項第3号ア中「3,040円」を「3,360円」に改め、同号イ（ア）中「2,480円」を「2,640円」に改め、同号イ（イ）中「1,240円」を「1,320円」に改め、同号イ（ウ）中「1,860円」を「1,980円」に改め、同号ウ中「2,060円」を「2,320円」に改め、同号エ中「2,160円」を「2,300円」に改め、同条第2項第1号ア中「2,280円」を「2,520円」に改め、同号イ中「3,800円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,080円」を「6,720円」に改め、同号エ中「7,600円」を「8,400円」に改め、同項第2号ア中「1,545円」を「1,740円」に改め、同号イ中「2,575円」を「2,900円」に改め、同号ウ中「4,120円」を「4,640円」に改め、同号エ中「5,150円」を「5,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第79号

災害対応特殊消防ポンプ自動車購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象 | 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型） |
| 2 | 契約数 | 1台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 44,961,550円 |
| 5 | 契約の相手方 | 石川県金沢市浅野本町口145番地
長野ポンプ株式会社
代表取締役 長野 幸浩 |

令和6年6月24日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第80号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について
（予算書別紙添付）

議案第81号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
（予算書別紙添付）

議案第 80 号

《令和 6 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 国民健康保険特別会計繰出金の増額計上
- ・ 路線バスの自動運転実証調査に要する経費を計上
- ・ 副市長の任命に関する人件費等の補正

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	48,617,301
補正額	179,758
累計予算額	48,797,059

3. 財源内訳

（単位：千円）

国県支出金	173,763
繰入金	5,671
諸収入	324

4. 補正項目

1) 国民健康保険特別会計繰出金【市民課】 **補正額：23,689 千円**

（事業内容）

国民健康保険特別会計の補正予算に伴う一般会計からの繰出金を増額計上。

2) 路線バス自動運転実証調査事業（新モビリティサービス推進事業）

【交通政策課】補正額：155,998 千円

（事業内容）

路線バスの自動運転の実用化に向け、EV 車による自動運転の実証等を行う経費を計上。

3) 副市長人件費等（一般管理費）【総務課】

補正額：71 千円

（事業内容）

副市長の任命に関する人件費等を計上。

議案第 81 号

《令和 6 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1. 補正予算について

- ・国民健康保険税本算定に伴う歳入・歳出所要額の計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	5,427,449
補正額	23,012
累計予算額	5,450,461

3. 財源内訳

(単位：千円)

国民健康保険税	△108,387
一般会計繰入金	
保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	23,624
未就学児均等割保険税繰入金	65
繰越金	107,710

4. 補正項目

(単位：千円)

諸支出金	補正額： 23,012
------	-------------

議案第82号

佐渡市副市長の選任について

下記の者を佐渡市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	生年月日	住所
鬼澤 佳弘		

令和6年6月24日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五